

○行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定
について(通達)

(令和2年1月29日岡運管第12号警察本部長例規)

改正 令和5年2月10日岡運管第15号

各部長
首席監察官 殿
総務統括官
各所属長

この度、別添のとおり行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領を制定し、本日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について(通達)(平成6年4月26日岡運教第97号例規)は、廃止する。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第104条の3第2項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による出頭命令(以下「出頭命令」という。)及び法第104条の3第3項(法第107条の5第11項において準用する場合を含む。)の規定による運転免許証(以下「免許証」という。)の保管(以下「免許証保管」という。)に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第13の3及び別記様式第13の4の処分通知書並びに別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2の出頭命令書をいう。
- (3) 「保管証」とは、府令別記様式第19の3の6の免許証保管証、別記様式第22の6の3及び別記様式第22の6の4の保管証をいう。
- (4) 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第19の3の7及び別記様式第22の6の5の出頭命令通知書をいう。
- (5) 「出頭命令等」とは、法第104条の3第1項に規定する書面の交付、同条第2項に規定する命令及び同条第3項に規定する措置をいう。
- (6) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭等の理由により警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の制定について(通達)(令和4年12月9日警察庁丙運発第34号、丙技企発第25号、丙通基発第27号)に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (7) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (8) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署及び本部所属をいう。
- (9) 「所属署長等」とは、所属署等の長をいう。
- (10) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (11) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (12) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察相互の連絡及び協力

行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡及び協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配時の事前措置

1 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

交通部運転管理課長(以下「運転管理課長」という。)は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について次の事項を記載した行政処分手配者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

ア 手配年月日

イ 住所、氏名及び生年月日

ウ 前回処分以降の違反データ(違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数)

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別及び処分日数

キ その他参考事項

(2) 名簿検索の電算化

照会に対して迅速に回答することができるようにするため、できる限り名簿については電算機能による検索システムを構築するよう努めるものとする。

(3) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時には岡山県運転免許センター(以下「免許センター」という。)の宿日直に引き継ぐものとする。

2 出頭日時及び場所の指定に関する措置要領の作成と引継ぎ

(1) 措置要領の作成

運転管理課長は、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けた場合の措置要領(以下「措置要領」という。)をあらかじめ定めておくものとする。措置要領は、本県警察における処分種別又は行政処分手配書の住所別による処分の執行場所等の実情を踏まえた上で、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等、行政処分関係書類の写し等の到達に要する期間等を考慮して定めるものとする。この場合において、認知警察官による出頭日時及び場所の指定が、発見の日から原則として20日以内の日となるように対応しておくものとする。

(2) 措置要領の引継ぎ

措置要領は、執務時間外においても協議に応じることができるようにするため、執務時間終了時には免許センターの宿日直に引き継ぐものとする。

3 出頭命令書等の印刷

出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書は、写しを作成できるように印刷しておくものとする。

第3 行政処分手配者発見時の事務処理要領

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、警務部情報管理課照会センター(以下「照会センター」という。)から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日及び手配県警察並びに行政処分手配者の氏名、生年月日、処分種別及び処分日数を確認するものとする。

なお、免許証不携帯の場合には、免許証番号も併せて確認するものとする。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答を得たときは、出頭命令等の措置をとることとなるが、処分の執行の終了、処分の根拠となる違反・事故の失念等を理由とした抗弁を受けたときは、運転管理課を通じ、手配県警察の行政処分担当課(執務時間外にあっては、交通部の当直等。以下同じ。)に、前回処分以降の違反データ(違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数)、前歴回数、累積点数等について照会し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置を講じるものとする。

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、運転管理課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見された時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、現住所を管轄する住所地県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定するものとする。

(3) 免許証保管

ア 留意事項の教示

免許証保管の際は、免許証保管の趣旨のほか、保管証の備考欄に記載してある留意事項について教示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合は、出頭命令書のみ交付するものとする。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第 101 条第 1 項の更新期間内にあるときは、出頭命令書のみ交付し、免許証保管の措置を講じないものとする。この場合において、出頭日時は、運転管理課と手配県警察の行政処分担当課が協議の上、有効期間満了日以前の日を指定するものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第 109 条第 1 項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通反則切符等の告知票(書)の下部余白に行政処分手配者である旨を朱書きするとともに、手配県警察の行政処分担当課及び運転管理課に通報するものとする。

(4) 出頭命令書と免許証保管証の共用書式

府令別記様式第 19 の 3 の 5 及び府令別記様式第 19 の 3 の 6 は共用するものとし、当該書式は、出頭命令書・免許証保管証(様式第 1 号)とする。

(5) 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第 104 条の 3 第 4 項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

(6) 事後措置

出頭命令書及び保管証を交付した場合には、交付日の翌日までに、出頭命令通知書(写しを含む。)並びに保管した免許証及び出頭命令書・免許証保管証の写しを所属署長等に提出するものとする。

2 所属署長等の措置

認知警察官から出頭命令通知書、保管した免許証等を受領した所属署長等は、運転管理課長に報告の上、必要な指示を受け、次のとおり書面等を送付するとともに、送付状況を行政処分手配者発見処理簿(様式第 2 号)に記録しておくものとする。

(1) 手配県警察の行政処分担当課

出頭命令通知書(手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し)及び保管した免許証

(2) 住所地県警察の行政処分担当課

出頭命令通知書(住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限り。)

(3) 運転管理課長

出頭命令書・免許証保管証の写し及び行政処分手配者発見報告書(様式第 3 号)

3 認知県警察、手配県警察及び住所地県警察の各行政処分担当課の措置

(1) 手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課による出頭日時及び場所の回答

本県が手配県警察又は住所地県警察である場合、認知県警察の行政処分担当課から協議を受けた運転管理課長は、措置要領に基づき、行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答するものとする。

(2) 運転管理課長の事後措置

ア 本県が認知県警察である場合

所属署長等から報告を受けた運転管理課長は、出頭命令通知書及び保管した免許証の送付等について指導するとともに、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に行政処分手配者に対し出頭命令を行ったことを連絡するものとする。

イ 本県が手配県警察である場合

(ア) 処分執行に向けた措置

認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた運転管理課長は、速やかに処分執行の措置を講ずるとともに、行政処分手配者の住所が本県にない場合は、行政処分手配者の出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講じるものとする。

(イ) 指定日より早い日への変更の依頼があった場合の対応

出頭命令書の交付後、行政処分手配者から指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合、運転管理課長は、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日を再指定するものとする。

(ウ) 法第 109 条第 1 項による免許証の保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反等の事務手続が終了した時点で、出頭命令及び免許証保管の措置を講じるものとする。

(エ) 行政処分手配者の出頭時の措置等

a 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

b 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

c 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続終了後に処分を執行するものとする。

d 保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、次のとおりとする。ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第 107 条の 5 第 6 項の規定により、国際運転免許証等を本人に返還しなければならないことに留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第 107 条の 5 第 7 項の規定によ

り再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを併せて説明するとともに、再提出に係る誓約書を徴するものとする。

(a) 停止処分の場合

引き続き法第 107 条第 3 項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する。

(b) 取消しの場合

法第 107 条第 1 項の規定により返納がされたものとみなす。

ウ 本県が住所地県警察である場合

手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた運転管理課長は、出頭した行政処分手配者に対し、前記第 3 の 3(2)イ(エ)に準じて処分を執行するものとする。

第 4 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
出頭命令書・免許証保管証	運転管理課・作成した所属	5 年
行政処分手配者発見処理簿	運転管理課・作成した所属	5 年
行政処分手配者発見報告書	運転管理課	5 年